

新法359

平成 26 年 9 月 12 日

東京都新宿区高田馬場三丁目1番5号
サンパティオ高田馬場212号室

株式会社CRAVITON
代表取締役 細川 貴義 殿

新宿税務署長 青木 公治



酒類販売業免許の条件緩和通知書

平成26年7月30日付で申出のあった東京都新宿区高田馬場三丁目43番1サンパティオ高田馬場2階212号室の酒類販売業免許の条件緩和については、これを認めることとし、平成25年8月23日付で通知した酒類販売業免許に付けた条件を平成26年9月12日付で下記のとおり改めましたから、酒税法第21条の規定により通知します。

記

酒類の販売方法は、小売に限る。ただし、通信販売により小売する場合は、次によること。

- 1 販売する酒類の範囲は、国産酒類のうち、カタログ等（インターネット等によるものを含む。以下同じ。）の発行年月日の属する会計年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。）の前会計年度における酒類の品目ごとの課税移出数量が、すべて3,000キロリットル未満である酒類製造者が製造、販売する清酒、連続式蒸留しようちゆう、単式蒸留しようちゆう及びリキュールに限る。
- 2 酒類の販売方法は、2都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象としてカタログ等を使用して販売のための誘引行為を行い、通信手段により購入の申込みを受け、配達により商品の引渡しを行う小売販売で、かつ、酒類の購入申込者が未成年者でないことを確認できる手段を講ずる場合に限る。